

連載 著作権と情報システム

第 67 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(30)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案(30)

特許認容後の異議申し立て制度の導入【1】

②「異議申し立て制度の趣旨」②

米国における新たな特許認容後の異議申し立て制度は、特許付与後から 9 か月の異議とその後の異議に分けている。第一の異議制度を「ポストグラントレビュー（付与後異議申し立て Post Grant Review）」といい、その後の第二の異議制度を「インターパーテスレビュー（当事者のレビュー Inter Partes Review）」という。付与後異議申し立ては、特許権者の既得権がまだ十分に発生していない段階での異議申し立てであり、当事者系レビューは特許権者の既得権が発生している段階での異議申し立てである。2 段階に分かれている理由は、特許の質に合わせて変えることによって、低廉で専門的な行政庁による手続きを経ることで、特許の質を高め、訴訟に持ち込まれることをなくそうとしたものである。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法（第 2 版）」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年